



2011年度の方針を立てるにあたって

代表 長沼隆弘

「ビジネスモデルってどうやってできるのだろう」と考える事があります。新たなビジネスモデルを見出す身近な方法として、今の商売の周辺が浮かびます。小売業であればインターネット販売であったり、投資額をかけずにできる新しいビジネスモデルがあるのであれば、やってみる勇氣が必要です。

ニーズがあっても「自分の商売の範囲外だ。」と見向きもしないのではなく、「何とかできないか」と考える。一時期、大手しか相手にしなかった都銀が、地方銀行や信用金庫の商圈を荒らしにきた事がありました。単価の小さな仕事の方が実は粗利益率の高いということはよくあることです。

何よりも本業が大切ですので本業がおろそかになるようではいけません。売上を増加させる何かを模索せねばならないのも現実です。不思議なもので「一步を踏み出す」と新たな発見があります。大事なことはじっとしている事ではなく、**巧妙かつ大胆に動く事**ではないかと思えます。

「売上」について考える事があります。「売上」「原価」「利益」を考える上で、下記の要素が考えられます。
「数量」「単価」「商品力」「販売力」「回転数」「顧客ニーズ」「販売エリア」
「価格決定権」「一人当たり売上高」「在庫管理」「ロス率」「外注比率」
「売上依存率」「資産(ビルや車両)稼働率」「人の稼働率(一人当たり売上高)」

「売上 = 数量 × 単価」であり、「売上 = 商品力 × 販売力」でもあります。「回転数」では、飲食業で平均来店期間が3カ月に1回であるなら、それが1か月に1回来店してもらえようになれば、売上は3倍になり、販売業で仕入から販売終了まで3カ月かかる商品を1カ月で販売すれば、売上は3倍になります。「回転数」を上げる為の「仕組み」と短期間で販売するための「販売力」が必要です。車両・機械・人の「稼働率」はどうでしょう。

先にあげた要素だけではなく**各業種にそれぞれの要素**があります。**自社の売上要素を考え、対応すべき点を洗い出し、新年の方針を立て挑んでいきましょう。**

ともあれ、新年のスタートです。今年もよろしくお願いいたします。



小規模企業共済の改正

平成23年1月より、事業主の共同経営者も加入の対象になります。共同経営者とは、以下の両方の条件を満たしている方です。

事業の経営において重要な意思決定をしていること、又は事業に必要な資金を負担していること
事業の執行に対する報酬を受けていること

なお、共済に加入した共同経営者の掛金は、税法上、全額が所得控除の対象になります。

受取ることのできる共済金も税法上、一括受取の場合は退職所得扱い、分割受取の場合は公的年金等の雑所得扱いとなります。

(森)

新入社員紹介

田原 康平

昭和57年7月28日生

血液型 B 型

9月に入所してから早いもので3ヶ月が経ちました。

まだまだ覚えることが沢山あり、目の前の仕事に対して

必死で取り組む毎日ですが、一日でも早く事務所の力となりお客様のお役に立てるように頑張りますのでよろしくお願いいたします。



鈴木 孝志

昭和56年2月6日生

血液型 A 型

今年の2月で30歳になります。

20代での出会いや経験、学んだことは私の

財産です。30歳という人生の

一つの節目を迎えますが、いつまでも感謝の気持ちを忘れず、これから始まる30代の章を20代以上に厚みのあるものにできるようこれから燃焼する覚悟です。

皆様とお会いできる日を楽しみにしています！



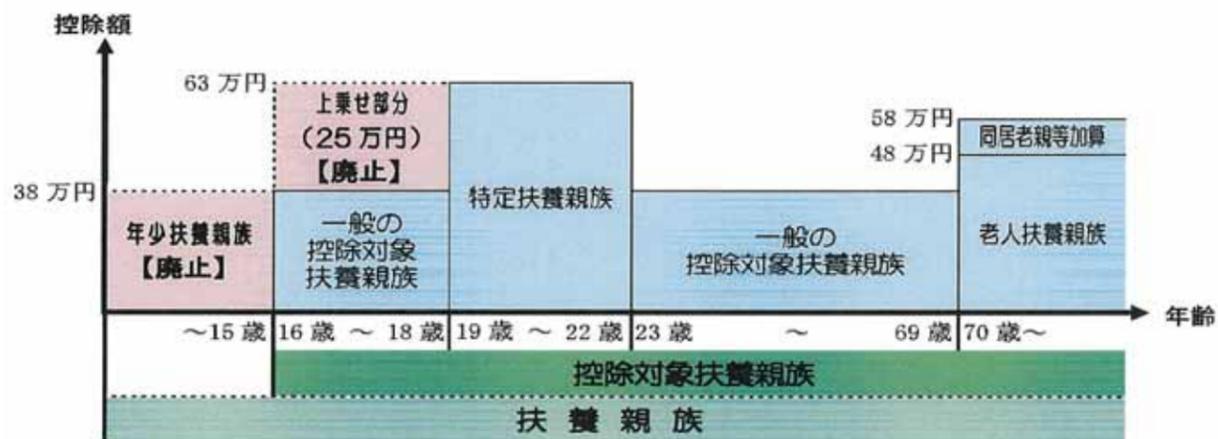
給与の源泉徴収税額表の見方に注意!!

平成23年1月に支払う給与から、15歳以下は扶養親族等の数から除かれることになります。

(下記(1)より)

主な改正点

- (1) 15歳以下の年少扶養控除を廃止(今までは38万円)
- (2) 16歳以上19歳未満の扶養親族は扶養控除の額が38万円に(今までは63万円)



(松村、久保)

編集後記

昨年は、過去に例のないほどの暑さでした。そのため、今年も花粉の大量飛散が予想されるなど、地球規模での変動が起きている感があります。一方、税務についても、大幅な改正があり、経営者としての立場からも、大きな変動に対応していかなばなりません。

当事務所も変動の世の中に対し、皆様の助けになるよう努めてまいります。本年もよろしくお願いいたします。

(石川)

